

第5回道州制推進道民会議

日 時 平成19年1月24日(水) 15:00～16:30

場 所 北海道庁3階 知事会議室

○太田部長：

それでは、時間がまいりましたので、ただいまから第5回の道州制推進道民会議を開催させていただきます。

各委員の皆様方には、本日、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます企画振興部長の太田でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、本日のこの会議でございますけれども、4時半ぐらいを目途に予定してございますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、この会議でございますけれども、道の規程によりまして公開の扱いとさせていただきます。道庁及び各支庁のロビーのテレビでこの模様を放送させていただきますとともに、2月1日から1カ月間、道のホームページでも映像の配信を行うこととしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、会議の開催に当たりまして、高橋知事より一言ご挨拶を申し上げます。

○高橋知事：

本日は大変お忙しい中、第5回の道州制推進道民会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

一昨年6月に、第1回目のこの会議を開催させていただいて以来、委員の皆様方にはこの全体会議に加えまして、全道6カ所で開催をいたしました地域意見交換会、私もいくつも出させていただきましたが、あるいは三つのテーマに分かれて議論を深めていただいた分科会、そして、本日も議論いただくことになっております、日置委員のご発案による「道州制の芽発見事業に関する打ち合わせ会議」、そして、本会議の成果を道民の皆様方へのメッセージとして発信する「記録集」の編集委員会など、この1年半ほどの間に、延べ19回の会議にご出席をそれぞれ賜りましたこと、そして活発なご議論をいただいたことを改めて御礼を申し上げたいと思う次第であります。

各界各層のリーダーとしてご活躍の皆様方に、これだけ熱心に議論にご参加いただいたことに対しまして、改めて厚く敬意を表させていただきたいと思っております。

道州制につきましては、昨年の暮れ、「道州制特区推進法」が国会で成立いたしました。委員の皆様方のご発案による地域意見交換会を行うなど、さまざまな成果も得られてきていると、このように思っているところでございます。

この道民会議は、本日で最終回にしたいというふうに考えておりますが、本日は道州制特区の第2次提案、あるいは道州制を道民全体の運動として高めていくための戦略についてご議論をいただきたいと考えており、皆様方からいただいたご意見、そしてご提言を踏まえて、道としてさらに取組を進めてまいりたいと考えております。

限られた時間でございますが、皆様方の忌憚のないご意見を是非頂戴したいと思います。ありがとうございます。

○太田部長：

それでは、本日ご出席をいただいております各委員の皆様方を、私の方から順にご紹介させていただきますと思います。

なお、恐縮でございますけれども、お席は五十音順とさせていただきますので、お許しをいただきたいと存じます。

それではまず、山本副知事の右隣からご紹介させていただきますけれども、北海道総合研究調査会常務理事の五十嵐智嘉子委員でございます。

○五十嵐委員：

よろしくお願いいたします。

○太田部長：

それから、地域づくりネットワーク北海道連絡会議副会長の谷一之委員でございます。

○谷委員：

こんにちは。よろしくお願いいたします。

○太田部長：

北海道女性団体連絡協議会会長の中田和子委員でございます。

○中田委員：

お世話になっております。よろしくお願いいたします。

○太田部長：

NPO法人地域生活支援ネットワークサロン事務局代表の日置真世委員でございます。

○日置委員：

こんにちは。よろしくお願いいたします。

○太田部長：

北海道経済連合会会長の南山英雄委員でございます。

○南山委員：

よろしくお願いいたします。

○太田部長：

北海道大学公共政策大学院助教授の山崎幹根委員でございます。

○山崎委員：

よろしくお願いいたします。

○太田部長：

北海道スローフード・フレンズ帯広リーダーの湯浅優子委員でございます。

○湯浅委員：

よろしくお願いいたします。

○太田部長：

日本青年会議所北海道地区協議会前会長の渡邊武志委員でございます。

○渡邊委員：

よろしくお願いいたします。

○太田部長：

本日ご出席の方は以上でございますけれども、本日、所用によりまして、以下の方々がご欠席をされております。北海道観光連盟副会長の稲村健藏委員、北海道大学大学院経済学研究科長の井上久志委員、札幌市長の上田文雄委員、それから今日、急遽でございますけれども、欠席されることになりました北見市長の神田孝次委員、奈井江町長の北良治委員、北海道農業協同組合中央会副会長の飛田稔章委員がそれぞれご欠席をされているということでご報告を申し上げます。

なお、本日は、これまで地域意見交換会に何度か出席をして、地域の方々との意見交換をされてまいりました山本副知事も出席させていただいております。

それでは、本日の議題でございますが、お配りした次第でございます2点でございます。議題につきましては、委員の皆様方には、既に概要等についてお知らせをさせていただいているところでございますけれども、改めまして事務局の方から概要等について簡単にご説明をした後に、知事、そして山本副知事も交えて意見交換をしてみたいと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、議題1でございます「道州制特区に係る第2次提案に向けた戦略」につきまして、事務局の地域主権局参事の出光の方からご報告を申し上げたいと思います。

出光参事：

事務局の出光でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料、クリップ留めをしております一番上に北委員からのご意見という資料がございますが、その下、1枚めくっていただきまして、資料1でございます。資料1から順次、ご説明させていただきます。

まず、資料1の上の図でございます。これはおなじみかもしれませんが、道州制の取組の体系を整理したものでございます。国から道への権限移譲につきましては、去る12月13日に道州制特区推進法が成立いたしまして、今後この法律を使って次なる権限移譲等を提案していくということになってございます。

なお、全国的な動きといたしまして、九州市長会が、九州も道州制特区を申請しようという特別決議を昨年10月に行っておりまして、そのほか、今月出版されたある本では、この道州制特区推進法を使って、他の地域も道州制特区に名乗りを上げようと提唱する本が出てくるなど、全国的な動きも出始めているところでございます。

それからまた、道州制は国と道との関係にとどまるものではございませんで、道から市町村への権限移譲とも連動するものでございまして、さらには行政の中の話だけにとどまらずにコミュニティの強化も含めた官から民への取組とも関係するものと考えているところでございます。

下の図はそうした視点を整理したものでございまして、国から道へ、道から市町村へと権限移譲していくという、いわば行政システムの改革としての道州制があるわけです。

が、それにとどまらず、自分たちで決めて行動するという、いわば道民運動としての道州制、これが非常に重要だろうというご指摘がこの道民会議でも強調されてきたところでございます。こうしたシステム改革と道民運動の両方が相まって、初めて地域主権になるのではないかと考えているところでございます。

次に2枚目、資料2をご覧くださいと存じます。

資料2は、道から市町村への権限移譲の状況につきまして整理したものでございます。平成17年3月に新しい移譲方針を策定しまして、市町村への移譲を進めてきたところでございまして、中ほどの数字の2のところでございますが、19年度は180の市町村に491項目の権限を移譲するという予定になってございます。またこの会議でも、北委員から重ねてご提案がございました道道の管理業務の移譲につきまして、3の方にありますとおり、本年4月1日からまず奈井江、浦臼、両町への業務委託という形でモデル的にスタートをいたします。資料2の次のページがその路線図でございまして、実線の部分、夏場の維持管理でいきますと24.9キロ、一部除雪をしない区間がございまして、除雪の区間としては19.6キロがその対象となるところでございます。

奈井江、浦臼両町では、住民参加で除雪計画を策定している中に、この道道も含めて一体的に計画を立てることができると、また奈井江浦臼間で病院や診療所を回るコミュニティバスを走らせる予定でございまして、その路線を優先的に除雪するなど、住民サービスの向上に役立てたいとお話しされておられまして、道としてもその効果に大いに期待をしているところでございます。

また、他の市町村からも委託を受けたいという問い合わせが来ておりまして、道内分権につきましても、さらに広がりが出てきているという状況でございます。

さらに次のページ、資料3でございますが、この道民会議での委員の皆様のご発案で、地域意見交換会を6圏域で開催してまいりました。この場をお借りいたしまして、委員の皆様のお力添えに厚く御礼を申し上げる次第でございます。資料3は、この地域意見交換会の概略でございまして、特に会場からのご意見を箇条書きにしましてピックアップをしております。例えば、第3回の釧路会場では、官業の民間開放について、もっと掘り起こしていくべきである。あるいは、沖縄で認められている経済金融特区を検討すべきではないか、そういった具体的なお提言をいただいたところでございます。こうしたご提言も踏まえて、今後の道州制特区の提案を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

そこで、最後の資料4をご覧くださいと存じます。

道州制特区推進法の成立を受けまして、次なる第2次提案を行っていくわけでございますが、道としましては、道内で幅広くアイデアをいただきまして、いただいたアイデアをオープンな場で賛否両論を含めて議論をして、提案を練ってまいりたいというふうに考えております。そして、そのためのオープンな議論を行う場、これは有識者の方にお入りいただき審議会のようなイメージになるかと思いますが、そういう場を条例で

設置をしたいというふうに考えているところでございます。

この条例で設置します場の具体の姿につきましては、まだ固まった条例案があるわけではございませんが、前回の会議で南山委員から、例えば経済界、自治体、地域おこし活動など、専門分野別の部会のようなものをつくって掘り下げてはどうかというご提言もございましたので、そうした点も含めて検討しているところでございます。

そこで、本日の議題の(1)では、この第2次提案に向けて、一つには北海道の発展に結びつくような提案の戦略といいたいまいしょうか、大きな方向性について、そしてさらには提案を議論していく場のあり方、道民議論の方法論についてご議論をお願いしたいというふうに存じております。どうぞよろしくお願いいいたします。

太田部長：

ただいま事務局からの説明にありましたように、昨年12月、臨時国会で道州制特区推進法が可決成立したことを受けまして、可決成立した推進法をツールとして使って、まず北海道を活性化させるためにはどのような提案をしたらよいのか。そしてまた、2点目として、提案をつくるためにどのように道民の方々と議論をしていけばよいのかといった、この2点につきましてこれからご意見をいただきたいと思っております。

まず、お配りした資料の一番上にございます、本日欠席されております北委員からの意見書、先ほど事務局からの説明の中でも若干触れておりますけれども、ご紹介をさせていただきます。

まず、これから議論いただきます二つの項目の1点目でございますが、「道州制特区に係る第2次提案に向けた戦略」という点につきましては、道州制は国と北海道の権限・財源の移譲として議論が行われているけれども、道内分権を引き続き検討をしていく必要があるというご意見でございます。

また、道道の維持管理、除雪業務の委託につきましても、こうした事例を多様な分野に拡大をしていきたいという意気込みが述べられております。

道州制のシステムにおいては、この道庁の市町村に対する補完性を高めて、結果として市町村の再編、あるいは広域連携につながっていくという考え方を示されております。

それから、2点目のテーマでございます「道州制の取組を道民運動に高めていく戦略について」という点につきましては、運動という観点ではなくて、新たな権限移譲を具体化させていく中で地域の実践に結びつけていくということが、結果として制度を道民に近づけていく、さらには理解を深める近道であると、こういったご意見を寄せられております。

それではまず、先ほど申し上げました1点目の北海道を活性化させるような提案について、どのような提案をしたらよいのかという点につきまして、ご意見を伺いたいと思っておりますけれども、まず経済界より南山委員、いかがでございまいしょうか。先般、林副大臣との懇談の席でも、会長の方からいろいろ提案をされたようでございますけれども、

その点も含めてご意見をいただけたらと思います。

南山委員：

経済団体の立場で出席しておりますので、おのずから提言の中身は、経済に関するものが中心になると考えております。従って、ある見方をすれば偏っているということもあるかも知れませんが、それぞれの立場の方から色々な提言があることに意味があるのではないかと考えています。そういう観点から言いますと、道経連では既に2005年6月に、道州制についての提言、これは具体的な項目までではなく方向性ぐらいのところまでは入っているものでありますけれども、経済関連だけではなく、行政システムのあり方についても一部入った提言をしております。

こういう中で、特に産業関係で言いますと、北海道経済の問題点の一つは、産業構造が偏っているということであり、さらに、それが世界的にも日本全国的にも今の経済環境や状況と必ずしも一致していないということだと思います。そういう観点で、より経済の自立に役立つような産業構造にしていこうということから、分野としては農業関係、あるいは水産・食品関係、観光関係、バイオ関係、あるいは環境関係、さらには企業の誘致と起業について、全体で100項目位を分野ごとにまとめました。そういったものから今の道州制特区に合うものをピックアップして、我々として提案していきたいと思っています。

先日、林副大臣が来られたときに、方向性としてこんなことを考えていますということで申し上げたのは、例えばバイオについて言えば、色々な研究所がたくさんありますが、色々な力が分散しているので、その機能を一元化するというのを考えるべきではなかろうかと言いました。私が早口で不明瞭だったのか、研究所の統合というように新聞などの記事には書かれていましたけれども、私が言ったのは、バイオ研究の機能というものをまず統合と言いますか効率化のために、あるいは知恵の相乗効果を上げるために、機能を一元化するというのは考えられるのではないだろうかということです。

それから、北海道は農業が非常に大事であります。農業にさらに色々な方が参画され、あるいは色々なことができるように考えた時に、例えば新しい参入者の問題、それから新しい作物のつくり方の問題、また土地の利用においても、多くの面で法律的な制約というのが問題になることが多い。それで、その土地の農地法に関係することでしょうか、土地の利用に関する部分についての権限移譲を考えるのは大事だと申し上げました。また、産業構造の転換という点では、ものづくりというのは、やはり一つの大きなポイントになります。そういうことで、ものづくり産業が立地しやすいような仕組みといたしますが、制度的な仕組みもありますし、人の養成や色々なことがあると思います。そういったことを考えるべきではなかろうかと申し上げました。

そのほか、観光関係では、外国人の能力のある人たちを活用するために、一律に決められている滞在期間の制限を解除すべきではないか。これは誰にでもというのではなく、観光関連産業に従事する外国人、例えば通訳とか特別な技能のある方は、今でも認めら

れている技能のある方に準じた期間にすべきではないかという意味でありますけれども、こういったことを例として申し上げました。

これは別に我々の中で固まっているわけではなくて、例えばこういうことが考えられますねと、先ほどの100項目の方向性から見ると、こういうものもありますよ、ということをご紹介しただけですが、これから我々としましては、この2005年の提言の後、いろいろ状況も変わっていますので、見直しをし、新たなものも検討しながら、自立的な経済発展に向けての提言をしていきたいと思っています。

太田部長：

今、100項目まとめられた中で、この特区推進法というツールを使って提案すべき内容を精査をされているということで……。

南山委員：

100と少しあったと思います。まずそれをベースにして、それから提言を作った時からまだ色々と状況が変わっていたり、北海道の中でも色々な試みをされている方がいますので、そういう中で我々がどういうサポートができるか、それを道州制特区の中にどのように盛り込むと、より効果があがるだろうか、その辺を詰めた上で、提案としてお出ししたいというふうに思っています。

太田部長：

あと、どなたか、北海道の活性化につながるような提案、どのようにしていったらいいのかという点について、ご意見がございましたらご発言をお願いしたいと思います。

谷委員：

前々回ぐらいの会議でもお話ししましたので、重複するところもあると思いますが、道州制特区推進法における特区としてのツールを使って北海道を活性化するという大きな目的の中で今回私なりに整理をしてみました。

まず、道州制の大きなテーマとしたことは、「国際社会における北海道の自立」ということです。それに伴い自ら地域づくりを担うために、「地域力」を高めていくということを考えていくべきだろう。その「地域力」というのは何ぞや、ということになるかと思うのですが、それについて八つほど考えてみました。一つは地域の中での「組織力」を高める。二つ目は「自治力」を高めていく。これは課題を解決していくということです。

三つ目は「ネットワーク力」、そして四つ目が「財源の収集力」ということです。五つ目は「起案能力」。いわゆるアイデアなどを意味してしまして起案力のことです。六つ目が「情報の受発信能力」、そして七つ目が「産業の起業化力」。そして最後に「ホスピタリティ力」。このような要素を地域の中で優先順位をつけて育みながら、地域力を高めていくということが必要になってくるのではないのでしょうか。昨日、過疎問題に関する会議がございまして、その中の話題としてですが、北海道には現在180の市町村がありまして、そのうち141が過疎指定を受けています。さらに、1万人未満のまちという

のが114ございますし、5,000人未満のまちが62に及んでいます。

一方、北海道の中で石狩支庁区域というのは、面積の4%強なのですが、人口が何と40%を占めているということで、ゾーンの一極集中型が起きていまして、果たしてその地域力を先ほどの1万人未満、或いは5,000人未満のまちの中で、社会構造的にしっかりと高めていくことができるのかどうか。そこで一つの方法として、広域による地域振興を図っていくべきだろうと思います。それには市町村合併もあるでしょうし、あるいは広域連合的なものが必要になってくると思うのでありまして、それら広域振興に対しての規制緩和や権限移譲というものをしっかりと担保されてくる必要があるのではないかと考えています。

そしてまた、二つ目として、市町村は非常に財政が厳しくなっております。その財政の中の歳費として、義務的経費と投資的経費とがあるわけですが、その投資的経費がより厳しい状況になってきておりますので、起債を有利に使えたり、起債の中でも、広域での施策に対して使い勝手のいいものがないかと思えます。あるいはまた、起債に対しての充足率を、特区によって少し上乘せによって自治体にもたすことができないのかなど、このような特区提案などもこれから必要になってくるのではないかと考えております。

さて、このように地域力を高めていく中で、人口の少ない地域というのは、コミュニティが非常に弱体化してきているわけでありまして、それに伴ってアソシエーション機能としてのNPOやボランティア団体などの組織の強化がさらに求められてくるだろうと考えます。北海道内で今、1,200を超えるNPO団体があり、ボランティア団体においては社協に登録しているだけで3,200を超えておりまして、このようなところが活発に動くためには、財源が必要になってきますので、そのような団体に企業が寄付をするときには、市町村と同様に指定寄付扱いにして、税金が減免されるなどの優遇措置が必要になってくるのではないかと思います。それについてはボランティア団体なども同様のことが言えるのではないのでしょうか。そうなることにより、企業が地域貢献というものに対しての意識が向上し、地域の活性化に寄与する可能性が高まってくるのではないかと考えております。

それから、地域力の7番目にお話しした「産業の起業化力」であります。新産業である21世紀型産業の内発的な起業家に対しては、法人税等の減免措置ということも特区の中で考えることができないのか。それによって雇用の場が広がったり、あるいはまた、安定した収入が得られる人たちがその地域の中で増えてくるのではないのでしょうか。

また、農地法の問題についてでありますけれども、一昨年法律の中で経営基盤強化促進法の一部改正が行われ、企業が自治体や農協から土地を借りることができるようになり、それが今推進されているわけですが、このように、規制の法律がさらに改正されることにより、道内の農業従事者の減少を補うことができるようになります。従っ

て、今後、特区を推進していくことにより北海道の農業を活性化させることができるのではないのでしょうか。このように、道州制特区によって、少しずつ施策を進めていながら、北海道全体として「地域力」を高めていってはどうかということで、私なりに整理してみたところです。

太田部長：

ありがとうございました。

幅広い観点からの特区というシステムを使っただけの提案に向けた検討を進められているということで、大変心強いご発言、ありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。

五十嵐委員さん、いかがですか。何か具体的なご提案。

五十嵐委員：

これまでも多分何度も議論をされてきたことの繰り返しなので、言っているものかどうかという気も若干するのですが、今、南山委員と谷委員の話聞いていて、つけ加えるという感じで二、三発言をさせていただきたいと思います。

一つは、例えば今農地の問題がお二人から出されましたけれども、例えば農地に関する規制緩和という議論をしますと、必ず一方では、規制緩和による農地の転売等の疑問ということが起こされてきて、議論が沸騰することはいいのですが、かみ合わないという困ることなのです。それで、私が申し上げたいのは、規制緩和と権限移譲、財源移譲というのはワンセットだと。提案するときには常にこの三つを考えていきたいなと思うのです。ですから農地についても、単純に自由化するわけではなくて、一方ではその決める権限を一番我々に身近な市町村なり、我々の身近なところに置いてほしい。あるいは一方では規制強化ということもあるかもしれない。要するに、それを決めるのが我々の身近なところがないといけなくて、常に道とか国にお伺いを立てて、この規制はどうかということではなく、市町村なり、もっと身近なところで考えていけたらいいのではないかと。それによって、例えば転売を規制するという考え方も出てくるわけですし、どういう農業体系がいいのかというのを、もっと地域で話し合うという仕組みをつくるということ、そのこと自体を決めることを我々の手でやるのだというのが道州制だと思いますので、そういう幅広い、いろんな組み合わせの提言ということが必要になるのではないかなというふうに思っています。

それと、後の冊子の方でも入れたのですが、そういう地域からの発案というのが一番重要だということで、例えば先ほどの資料1の図を書くときも、仕組みとしては国から道へと権限が移譲されるという、こういう仕組みになるということなのですが、本来の考え方としては、我々の地域づくりのための道具だということでこの道州制推進道民会議の意見の中でも随分ありまして、コミュニティづくりとか地域づくりのために市町村に何を求めるか、市町村が持っていることを我々自身、住民が何ができるかという提言をし、市町村が道に権限移譲を訴え、道が国に訴えるという逆の矢印とい

うのも常にあるわけで、そういう働きかけをするときにも、必ずこういう考え方もあるけれども、実はこっちが我々の考えていることなのです、ということを目で見せて示すという、運動論がもしもありませんけれども、そちらの方も必要なのかなという気がいたします。

もう一つ最後に、空港の問題について、ちょっとこの冊子にも例として書かせていただいたのですが、やっぱり地域から起こすということも重要ですが、何かそういう北海道がもっとワクワクできるようなものということも必要かと思っていて、例えば国の管理であるものを道の管理に移管することによって何ができるのかということは、これは今まで、考えられていなかったわけではないのしょうけれども、その足元よりもやっぱり道レベルとか広域レベルでというか、そういうレベルで考えることもあるわけで、そういうのが大きな夢を与えるものにもつながりますし、具体的な地域産業の振興、観光もそうですし、物流もそうですし、そういったものにつながるのだというような具体的な絵を示すことができるのではないかなというふうに思います。

まとめがありませんけれども、以上です。

太田部長：

ありがとうございました。

まだまだご意見をちょうだいしたいところなのですが、時間の関係もございまして、一応お三方から意見をいただいたところで次の議題に移りたいと思いますけれども、知事、お3人のご意見をいただきまして、ご感想ありましたら。

高橋知事：

私と山本さんも一言。

法律ができたということで、これから我々がやらなければならないのは、小粒な権限移譲と言われておりますけれども、法律上規定されているインフラ整備の分野、国道なり、河川なり、砂防なり、そういった分野については、国の開発局と連携会議を持っておりまして、そこで議論をしながら準備期間をかけてきっちりと権限移譲を実行していくという部分を、やはり道民の方々あるいは国民の方々にお示しをしていくというのが重要なわけです。その上で、第2弾の提案ということでございまして、私どもとしてはこれから条例も制定をし、オープンな形で皆様方にご議論をいただいてから、そういうプロセスを経て提案ということになるわけでありまして、それぞれのお立場でそれぞれのご活躍の中で、いろんなご提案をこれからは是非いただきたいと思うわけでありまして。

キーワードは、広域性というか、今まではそれぞれの分野ごとが縦割りで仕事が行われていたのを、食だったら食、それから経済といったらあまり広過ぎますけれども、例えば農業のより円滑なる運営とか、それから環境への対応とか、そういう分野ごとの、あるいは広域自治体としてのくくりとして、いろんな提案をしていくということだと思ふのと、もう一つポリシーミックスと申しましうか、道州制特区推進法に基づく権限

移譲の提案だけで、すべてがうまくできるわけではございませんので、加えて予算措置であるとか、これは道の予算をつくるというのもございますし、国の予算の活用もあるし、市町村との連携もあろうかと思いますが、そういうポリシーミックスの形で、分野ごとの縦割りを廃した広域的な自治体としてのさまざまな政策目標の達成のために提案をしていくということで、これから議論が進んでまいりますので、今日、南山委員、谷委員、五十嵐委員からそれぞれお話しございましたが、この道民会議がクローズした後も、我々としてさらにご意見をちょうだいする場というのがこれから出てくだろうと、このように思う次第でございます。

山本副知事：

私もこの地域意見交換会に3回目から6回目まで出させてもらいまして、委員の皆様にもご協力いただきましてありがとうございます。それから、実は私はこのほかに、各支庁町村会、14支庁に町村会があるのですが、そこで、町村長の皆さんと意見交換もさせてもらって来ました。その中で共通的に言えることは、次なる提案は道民生活が本当にすぐ向上する、それにつながるもの、それと今日のテーマであります、北海道経済の活性化につながるようなものを是非提案をすべきであるということでありまして、ある意味心強くも思いましたし、皆さん同じような共通認識でおられるのかなと思います。そこで、経済の活性化に向けて、多分いろんな障害があるはずなのです、今の仕組みの中で。私はどの場でも言っているのですけれども、その障害は何か当然のものと思わないで、この障害を障害というふういきちっともう一度再認識いただいて、その部分をこの道州制特区推進法で取り払って新しい仕組みを北海道の中で実現していくということで、是非お考えいただきたいということと呼びかけてきました。多分、いろいろな経済活動を行う上において、この仕組みが何とか変わってもらえれば、もう少し今の経済活動がしやすくなるというか、経済効率がもう少し高まるとかということが必ずあるはずなので、その辺については是非ご提案をいただきたいということも、各地で訴えてきました。南山委員も、また是非経済界の皆様からも、そういう実際に経営活動、産業活動を行っているいらっしゃる皆様からも、是非ご意見をいただきたいなというふうに思います。

それから、谷委員からお話しのあった、広域的課題の解決ということも、これは町村長の皆さんがよくおっしゃっています。やっぱり今、町村は単独で物事を解決するのではなくて、近接・隣接した市町村と一体となって広域的課題を解決するというのを、異口同音で町村長の皆さんがおっしゃっていました。こういう広域的課題も必ずあるというふうに思っておりますので、私どもも、町村長の皆さんからもご意見を賜るような仕組みをつくっていききたいというふうに思っています。

太田部長：

ありがとうございました。

それでは、議題1の先ほど申し上げました2番目のテーマでございますけれども、これからの提案をつくっていくために、どのように道民と議論を進めていけばいいのかとい

う、その点についてでございますけれども、この件につきまして、湯浅委員、何かいいアイデアございましたら、意見をちょうだいしたいと思います。

湯浅委員：

高めていくということにもつながりますが、編集していただいた記録集を、これからいろんなところで、道民全体に広めていくという方法は、とても地道でありながら功を奏するのではないかなと見ています。

きょうは、時間がないので、2回も3回も意見を言うことはないでしょうから、あわせて言わせてもらっていいでしょうか。

この中身を読んでいくと、道民一人一人が自分たちの暮らしを向上していくためにも、北海道の中でこうしていきたいという生の声が上がるのが一番だというふうに考えます。その声のあげ方というのがちょっと難しい。これは、行政にそういう窓口をつくってもらって提案していきましようというのものもあるし、今までも、道民からいろんな要望や疑問が上がったときに、直接対応している各市町村の担当者の方たちにも、そのつど、いろんな問題とぶつかっていると思うので、整理して上げてもらう、そういうふうにも感じました。そして、次の特区法案に対しての提案に間に合うかどうかはわかりませんが、次のような部分では、とても慎重にしてほしいと思いました。例えば、今回もそうだったのですけれども、先日北海道新聞に経団連の方たちの（南山委員もいらっしゃいますけれども）提案事項がアイデアとして載りました。でも道民の人たちは、それを目にした時、こういう意見がいつのまにか、決められていくような感じを受けてしまいます。

それでは自分たちの意見はどこに出したらいいのかと疑問を持ちます。その疑問を持ったときに、「近くの市町村でまず提案してください、それをみんなで議論する場があるのですよ」、という提案までのプロセスを常に伝えてほしいのです。でもそれが、どこまでオープンに審議されるのだろう、と思いますし、なし崩し的に結果を急ぎ、出してほしくないというふうに思いました。今までのように、声の大きな、力の大きな者を優先してしまうのではないかというおそれは、今までの意見交換会に出ても常に皆さんから出てくる言葉だったのです。いろんな提案もオープンに審議されて、みんなで話し合うことで決まっていく、ということを繰り返し伝えていかなければ、きっと皆さんの意気は上がらないというふうに思います。それが今回の新聞掲載の件で、危惧したことです。

そして私が一番感じているのは、この1年半の会議の中で、北海道がどちらの方向に向かおうとしているかというビジョンは、明確にされなかったということです。ですから、立場が違っているいろんな考え方が出てくる事柄を、本当にオープンに審議できるのだろうか、ということ、正直この場に出ている、どういう方向で決めていくのか、不安があります。これから道民の気持ちを高めていこうとする時、そのことが伝わっていなければ難しいというふうに思いました。道としてはホームページやいろんなところで、

オープンに示しています、とおっしゃるのですが、一般の道民の方たちが見るものは、HPより、新聞・テレビ・ラジオなど、各メディアを通じて情報を知ることが多いのです。そことうまく連携してほしい。ここ数カ月で次の特区の提案を絞り込むことができるまで、連携しながら、常に道民一人一人と向き合っているというところを、北海道庁としても本気で伝えてほしいと思いました。きっとそれがうまくいけば、今回の道州制というのは、明確なイメージとなって、皆の気持ちに通じ、意識されていくと思います。

以上です。

太田部長：

ありがとうございました。

そのほかご発言、ご意見ございませんでしょうか。

次の提案に向けて、道民を挙げてどういった議論をしていくかという点についてのご意見をちょうだいしたいと思います。

渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員：

私も皆様のご意見に随行するような形にはなってしまうのですが、やはり行政と住民が協働の北海道づくりということを目指していく上で、今、国から道という形においては、前回も少し発言をさせていただいたのですが、この法律の施行によって、また4年後に向けての改正までの形で動き出す分についての法律はある程度担保された。しかし実際には、道民といえども各市町村との距離が近い住民において、道から直接というよりも、もっと各市町村が実際にもう少し提案を拾い上げる窓口をつくるなり、提案を出してもらおうような仕組みづくりを考えたりという、そのもう一段下げてからでないと、本当に道民の議論というのは起きないだろう。4月に統一地方選挙がありますけれども、市会議員さんが出してくるいろんなパンフレットを見ても、やっぱり自分たちのまちは自分たちでつくるといって、大きな地方分権の流れに対する自分の考え方をうたっている候補者というのは、そういうパンフレットというのはほとんど目にしませんし、実際に苫小牧市役所の中堅幹部の方に、そういう地方分権の大きな流れの中でどうするのだという議論を持ちかけたところで、一体何の話だ、というような雰囲気でも振り返られたときに、我々はこういう機会を与えられて、非常にそういう形で接する機会が多いものですから、ある程度は意識は高くなるのですが、行政のプロである人たちが、あまりにもその流れに対してその意識がなさ過ぎる。そこに対してやはり今、道が、もう少し何かの形で各市町村、そして住民にという形のものと考えていかなければならないのかと。そうでなければ、行政と住民が協働してのまちづくりということが、道州制という地域主権に対するアイテムが手に入ったとしても、なかなか浸透していかない、ひいては、地域の活性化にもつながらないのではないのかという気がしてなりません。

先ほど副知事の方からも、市町村会の方でそういう投げかけ等をしていらっしやると

ということでお聞きしましたけれども、首長さん方はそういう形で、ある程度意識もあるかもしれませんが、その行政職員、また議会議員というのは、本当にこの大きな流れについての意識というのが果たしてどうなのだろうかという気がしておりますので、これからの4年間というのはそういう動きも同時に、直接、道民から意見を吸い上げるものと、行政からの働きかけと両方の仕組みを考えながらやっていくということが必要かなと感じております。

以上です。

太田部長：

ありがとうございました。

山崎先生、いかがですか。

山崎委員：

このパンフレット、有志編集委員の方々がおつくりになられたということで、非常にそのご苦勞にまず敬意を表したいと思います。

ただ一言、大変恐縮ですけれども申し上げたいと思ったのは、最初にいきなり、「道民の意識改革」というような話が出てくるわけですけれども、確かに道民の意識改革というのは非常に私は大事なことだとは思っておりますけれども、それだけをあまり強調し過ぎるといってもまた、危険なことだなというふうに思っております。

と申しますのは、道州制という名前をつけた改革というものは、やっぱり仕組みの改革でもあるわけですし、ある種の精神論に傾いてしまうということにならないようにしていかなければいけないということ、まずここで申し上げたいというふうに思います。

と申しますのは、道民の皆さんに「意見を言ってください。何かないですか」といったときに、なかなかわからないわけです。そうやって意見を聞く前に、それはやっぱり聞く側が、今の政治行政の仕組みの中に、「縦割り行政」や「二重行政」がこういうふうにある、あるいは、非効率性がこういうふうにあるのだ、というようなことを示していくということも必要ですし、また今までの委員の方々のご発言されたように、具体的なアイデア、例えばこういった形で変えることができるのだ、というものを提示していくということが合わせてあって、そうしたものを通じてもっともっと今の仕組みを変えるように考えてください、というようなはたらきかけがあつていいというふうに思います。

ですから、ここでまず最初に申し上げたいのは、確かに意識改革を強調することは大事なのだけれども、あまりそこだけを言うと、精神論に傾いてしまうという懸念を申し上げたいと思います。

また、これからそうしたさまざまな道民の方々や地域の方々からご意見を聞いて、新たな発展につなげていくときに、もう一つ申し上げたいのは、これから第2回目の提案というのがなされるということもありますが、是非今、北海道庁さんが全庁を挙げておつくりになっている総合計画と、こうしたこの改革の流れというのをきちっと連動させ

ていただきたいというふうに思います。道州制特区法案に基づく第2次提案にしても、今、北海道庁さんがおつくりになっている総合計画にしても、10年後の北海道のあるべき長期ビジョンをきちっと示す、ということの作業であることには変わりないわけです。それを、例えば、私も2カ所全道を回らせていただきましたけれども、今回は道州制特区のお話ですと、また今度は総合計画の話ですと、バラバラに聞いていくというのではなくて、そうした地域の方々、あるいは市町村の方々と話し合うというのは、二つつながっているのだと、総合計画の話と道州制特区法案のこれからの発展と連動するのだということ、きちっと意識をしてこれから進めていっていただければというふうに思います。

また、ついでながら、長期ビジョンということと言うと、今、国土交通省の北海道局も同じように10年計画をつくっているわけです。これも道民から見ると、北海道庁さんも10年計画をつくっているし、道州制特区法案の第2次提案もつくっているし、また国の方では国の方で10年計画をつくっていると。どうも長期計画をバラバラでつくっているのではないかということにもなりかねないわけです。国の計画と道の計画、根拠法令も役割も違いますから、どっちか一つにしなさい、ということは申し上げるつもりは全くないのですが、やはり次の次のステップ、あるべき北海道のことを考えたときに、連携する部分、あるいは重ねていく部分というのを、是非追求していただきたいなというふうに思います。

少々長くなりましたが、以上でございます。

太田部長：

ありがとうございました。

高橋知事：

これをつくられた有志の方に、何でこの「はじめに」で精神論から入ったのだという、作者の思いみたいなのも聞かせていただきたい。私は実はこの精神論、個人的には重要だと思うのです、北海道民の場合に。ただ、いろんなご意見もあるから、是非作者の思いがあれば...

太田部長：

その辺は2番目のテーマになっていますので、また後でご発言いただきたいと思えますけれども。

今お三方、湯浅先生、渡邊先生、山崎先生からそれぞれご意見いただきましたけれども、山崎先生のおっしゃった、総合計画との関連性で申し上げますと、今ちょうど策定作業中でございます。20年度からのスタートを目指して、今、鋭意作業を進めておりますけれども、当然その総合計画の中では、地域主権型社会の形成というものを北海道の目指す姿の一つとして、テーマにして議論を進めておりますので、この道州制、市町村合併、支庁制度改革もそうですけれども、そういったものもきちっと視野に入れながら、整合性をとりながら総合計画の策定作業を進めているということで、ご理解いただけれ

ばと思っております。

また、ほかにもご意見をいただきたいところがございますけれども、ちょっと時間が押し詰まってきておりますので、議題1については、以上でご意見の聴取を終わらせていただきまして、二つ目の議題に入りたいと思います。

二つ目の議題でございますけれども、「道州制の取組を道民運動に高めていく戦略」ということでございますけれども、これについては二つの話題を用意させていただいております。一つ目は、日置委員よりご提案をいただきました「道州制の芽発見モデル事業」についてでございます。それから二つ目は、今議論をいただきました「道州制推進道民会議記録集」の関係でございます。

まず、地域のありふれた生活、あるいは活動・仕事の場面にございます困り事、あるいはその改善点であります「道州制の芽」を発見し、それを住民がコーディネーター、あるいは行政と協働で解決していく事業をモデル的に行って、その効果・問題点について検証する「道州制の芽発見モデル事業」につきまして、日置委員からご説明をいただければと思います。よろしくお願いたします。

日置委員：

資料5があるのですが、前回の会議のときに私が何の気なしに言った言葉から、こういう「道州制の芽発見モデル事業」ということで、事業に実際にしましょうという話になりました。それで、どのように具体化するかという相談をしていて、「まず、日置さんやってみませんか」という話になって、では私がコーディネーターでということにとりあえずはしたのですけれども、方向性としては二つ考えたのです。

一つは、芽をいっぱい発見するプロセス、いっぱい拾い上げるという実践をやってみるのか、それとも一つ芽を決めて、それを具体化していくプロセスを重点的にやるのかという2方向で考えて、でもプロセスを1度やってみたら、もし私がふだんやっていることで、解決したいなと思っていることがあるのであれば、それに絞ってひとつやってみませんかという話になりまして、何年も前からこうなったらいいなと思っていたことを一つ出させていただいたというのが、下の方になりますけれども、「コミュニティハウスプロジェクト」という案です。

発想としては、幼保一元化とほとんど同じだなと自分で思ったのですが、要は、同じようなことで別の枠組みでやっていることを一緒にやった方が効率的だったり、あと相乗効果があったりするのではないかという発想で、幼稚園と保育園は本当に誰が見ても似たようなことをやっていると思うのですけれども、私が常に思っているのは、福祉の現場で、いろんな人が施設という枠組みの中で生活する、家では生活できない人が、お年寄りだと特養に住んでいたりだとか、子供であれば児童養護施設に住んでいたりだとか、母子家庭であれば母子自立支援施設に住んでいたりだとか、あと生活保護の方であれば救護施設に住んでいるとか、いろんな法律でいろんな住み方をしている人がいるのですけれども、でもみんな実は共通していて、家では暮らせない、1人は暮らせなく

て、住む場所と支援してくれる人が必要であるということには全く変わりがない。でもそれが全部縦割りで決まっているので、結局は同じ種類の人だけ住んでいて、お年寄りならお年寄りだけで住んでいるとか、子供なら子供だけで住んでいるという形になっているので、それを何とか一緒にできないかというのがこの事業のもとです。

特に北海道みたいに小さなまちが多い場合は、法律で決まっている何十人とか何人とかという枠、その人数が身近にいるわけがないのです。実際のところ、児童の施設であると、全道で2カ所しかありませんといって、全道各地から人が集められてそこで住んでいたりするので、そうではなく、身近なところで支援が必要な人がいろんな形で一緒に住んで、そこに支援する人がいる。そうすると、例えばお年寄りが赤ちゃんとの触れ合いの中で元気になっていったりだとか、母子家庭のお母さんがお年寄りの介護をすることで自立に向かっていくとかというふうに、いろんないいところもあるなというふうに思っているの、これを何とかできないだろうか、というのが概要です。

もう一つ大事なのは、これをつくっていくプロセスが、いろんな関係者で企画をして、連携して、役割分担してつくり上げていくというふうにすれば、第2、第3のこういうものができていたり、あと住まいの場だけではなくて、それに例えばちょっとしたお店をつけてみる、地場の食品とかを使ったレストランをくっつけてみるとか、学童保育みたいなものをくっつけてみたり、ほかの支援拠点とタイアップすることで、またそこが地域にとって重要なとか、使い勝手のいい新たな資源になるのではないかということ。

あともう一つは、今、福祉分野でいうと、支援のあり方が二極化しているのです。一つは本当にお金をかけたがっちりした施設みたいなものと、あとはボランティアという両極端で、本当はこれからの地域というのは、中間のサービスというのが必要になってくるので、そういった意味でもこういう取組、規制の緩和ということもあるのかもしれないですけども、あるものを組み合わせることでみんなの暮らしがよくなる、というのをやってみましょうというのが今日の提案で、この後、どうやっていくのかというのは、これからの検討ということになると思います。

以上です。

太田部長：

ありがとうございました。

ただいま、日置委員の方からご説明いただきました道州制の芽発見モデル事業の内容、あるいはその進め方等について、ご意見ございましたらご発言をいただきたいと思います。

中田委員さん、いかがでしょうか。

中田委員：

今、日置委員の方から大変すてきな提案がありましたが、地域住民というのは、福祉分野にせよ、いろんな分野にせよ、関係ないところでは、私の分野ではないというか、

関心を持たないというのが実態だと思うのです。それと、道州制についても意識はまだまだ浸透していないと。自分たちには関係ないだろう、という道民の方の方が多いのではないかなという気がいたします。それを自分自身のものだよ、地域主権というのはこうなのだよ、というふうにとらえてもらうということを仕掛けることが、今一番大きな課題かな。その仕掛けの仕方がいろいろあるとは思いますが、例えば住民からこういうことをしてほしいとか、こういうことは何をやっているんだ、みたいな、行政にいった苦情の中に、それは地域主権の中で権限をかぶっているから、それはできない、と断るのではなくて、これをそれではどうやったらできるようになるかを一緒に考えてやるという、職員の訓練みたいなのもやってほしい、門前払いを食わずののではなくて、地域主権のためにはそれも必要だ、という意識づけをしていただきたいという感じもいたしております。

先日、東京の方に会議があって行きましたときに、オーストラリアの自由貿易の話が出まして、「あれが入ってきたら北海道は経済的にパンクするんじゃない？」と言われました。私は「知事がすごく頑張って、多分大丈夫だとは思のだけれどもね」という話の中で、「パンクしたら道州制がどうなるの。経済的に大変じゃない？」というところまでいったのです。だから、例えば十勝あたりは壊滅的な状態になったら、「税金上げられないよね」みたいなのがありましたので、是非そういうことも、税収の面からいっても農業というものをきちっと守るということで、それも一つの地域主権の北海道の特質かというふうに思いますし、知事さんが一生懸命「200%のカロリベースありますよ」とおっしゃっていることを実践するためにも、農業の方の基盤整備なり、農地の方の農地法の改正も規制が緩和できるものであればどんどん規制緩和しながら、責任を持った営農ができ、そして後継者がちゃんと育っていくような地域づくりをしていただければ一番いいかなと思っているのですが、そのために地域住民がどういう力を出せばいいのか、そういったこともまだまだ模索中なので、もうちょっと具体的にお手伝いできる方法は何なのか、そういうことも勉強させてほしいとは思っています。

私たちが団体でいろんな会合を持ちながら、道州制について学習を深めようと思っておりますけれども、いかんせん、なかなかうまく伝わっていかないというのが大変残念なことなのですが、たまたまみんな頑張って理解をして、いくらかでも地域に、先ほどのような道州制の芽に水をやれる人、そういう人がふえるように努力したいと思っております。

太田部長：

この道州制の芽発見モデル事業の内容、あるいは進め方等について、さらにご意見、ご発言がございましたら、どうぞ。

五十嵐委員：

このモデル事業、なぜこれが「道州制の芽」として、ミソなのかという私なりの理解なのですが、例えばさまざまな障害を持った人たちが一緒に暮らしましょうとい

う試みというのは、全国各地でありますし、例えばデイケア、通いのところでも、いろんな障害を持った方も、高齢者でも、子供でも、ということで、通所を受け入れているところというのがあるのです。ただそれは、制度に乗っかっていない、要するに介護報酬を受け取る施設として認めてもらえていなかったり、あるいは障害の方の自立支援の方で認められていなかったりということがまあある。今回これが「芽」だと言っているのは、例えば高齢者のグループホームというのは、今回の法律改正で市町村がその事業所を指定することができるようになったのです。これまでは都道府県だったのですけれども。そうすると、例えばこういう住まいを考えると、市町村にかけ合うことによって、介護保険制度のグループホームのこの枠組みでできないかということ相談することができるようになるわけです。そして、この中で障害を持った方たちも一緒に暮らすためには、障害の自立支援法の中の枠組みだとならるか、子供だと子供の児童福祉の中でどうなるかということ、今度は行政の中でも検討してもらえるところの場がやっぱりできるのだらうというふうに思うのです。そういう問題があって、行政の動きができる。そうすると、そういう障害を持った方たちの家族も、そのことに気がついて目を向けてくれる。その地域も一緒に、それに関わっているボランティアの方々もいらっしゃいますが、そこで動きがつかれるだろうということで、アイデアとしてということもさることながら、このアイデアがもたらす本来の意味、制度との絡みとか、道州制との絡みという意味で一つモデルとしておもしろいなというふうに思っています。是非これは、市町村行政が巻き込まれる、それから当然道も一緒に考えることができる、それからそういう障害を持った高齢の障害者に対応している人、子供、そういう専門家というのはすべて別々に対応していますので、そういう人たちが一緒になって考えるという、まずそういう場づくりからできるというところで進めていってほしいと、進められるのではないかなというふうに思っています。

中田委員：

地域が巻き込まれる、ということは全く関係のない人も巻き込めるということになって、いいなと思って、さっき聞いていたのです。

五十嵐委員：

そのとおりです。

太田部長：

谷委員、いかがでしょうか。このモデル事業についてのご意見。

谷委員：

この構想が最初に日置委員から提案されまして、道民に一番身近な課題というのをしっかりと把握していかなければならないということについて、以前から委員会の中で議論されていたのですが、このようなところに目を向けていく上で、この構想がとても大事な手法になってくるのではないかと思います

ですから、地域の中でその課題が何なのだとということをしっかり認識する上で、やは

り地域に目を向けて、その課題や成長する上での芽というのはどういうものかを知ることが必要ですし、その芽を育てていくにはどうしたらいいのだという方策を少しずつ積み上げていながら、それが制度設計されていくというようなボトムアップ式のシステムというか、或いはつくり方というか、このようなことが方法論が重要になってくるのではないかと思います。

太田部長：

ありがとうございました。

知事から一言コメントを。このモデル事業の内容、進め方。

高橋知事：

このお話が日置委員から最初に出たのは、結構前ですよ。それ以降、またいろいろお考えいただいて、さっきおっしゃった認定こども園、保育所と幼稚園は同じようなことをやっている、そういうふうな発想でいろんな分野のことを考えられないかということ、さすがに現場でいろんな仕事をやっておられる方々の発想として、とても興味深いなというふうに思いました。やっぱりこの道州制の芽というのは、地域主権とか難しいことを言うのだけれども、結局我々道民一人一人の生活の周りで、不便であることをいかに便利にしていくかという発想で積み重ねていかなければ、まさに上からダウンしていくのではなくて、ボトムアップというのですか、積み重ねの議論が重要だと思いますので、そういう意味ではこれ、是非物にしていただきたいというふうに思います。

この事業をコーディネーターの方が、地域においてアドバイスとか調整を行うことになるのだと思うのですが、やっぱりこのコーディネーターの方々をバックアップするアドバイザーチームみたいなものが要ります。そういうことの編成とか運営に、我々道としても最大限協力をしていかなければならないのではないかとこのように思いました。また具体的には、もう少し部長の方で考えていただければと思うのですが、是非そういったことで、道民運動としての道州制ということを考えていければと思いました。

太田部長：

山本副知事も何かご意見ございますか。

山本副知事：

経済の活性化を図ることと道民生活の向上と、二つの目的がありますと常に言っておりましたけれども、まさにこの道民生活の向上、地域においてこういうところから道州制というこの法律によって、地域が変わるのだという、ものすごく身近なわかりやすい事例であり、そういう面では最初、日置委員からお話を伺ったときから注目をさせていただきました。今回の道州制の中では、国、道、市町村、それでさらにコミュニティへということもいろんな場面でお話しさせていただきました、地域でみんなで支え合うというのですか、コミュニティ活動なども含めて地域で支え合うという、そういう視点が

大事なのだということ、この事業が一つ教えてくれたような感じがしまして、もしかしたら、同じような視点でまだまだいろんなことができるのではないかと思います。

具体的な事例が出たので、であれば、もう少しこのケースもできる、あのようなケースもできるというふうに発想が広がってくると思ひまして、非常に重要な問題提起をしていただいて、ありがたいなと思います。何とかこれは実現したいです。私ども頑張っていきたいなと思います。

太田部長：

この議題1については、まだまだご意見をちょうだいしたいところでございますけれども、時間の都合もございまして、議題1については以上で終わらせていただきまして、最後の議題でございます「道州制推進道民会議記録集」、先ほども話題に上っておりますけれども、この関係について意見交換をお願いしたいと思ひます。

この記録集でございますけれども、昨年9月に開催いたしました第4回の道州制推進道民会議におきまして、委員の皆様から道民の方々に対し、道州制についてわかりやすく伝える啓発資料として作成すべきであるというご意見をいただきまして、それを踏まえて10月からでございますけれども、五十嵐委員、稲村委員、井上委員、谷委員、日置委員、湯浅委員、この6名の有志委員による記録集編集委員会を開催いたしまして、内容の検討を進め、分担して原稿を作成していただいたものでございます。

それで、この記録集の作成に関しまして、五十嵐委員より内容についてご説明をお願いいたします。

五十嵐委員：

それでは、山崎先生の疑問には最後にお答えすることにいたしまして、どう作ってきたかというのをちょっと説明させてもらって、その後、中身はどんなふうに考えたかというのを説明させてもらいたいと思ひます。

まず、有志の会議で、今お話しがあった6人が、全員が全員集まったというわけではないのですけれども、3回プラスさらに有志の有志ではないですけれども、下打ち合わせみたいなものも2回、行ってまいりました。また、進め方についてちょっとお話をします。

まず、第1回目集まりましたときに、全く真っ白白の状態が集まっておりまして、何から話すかというところから話したというのが実態でした。第1回目はどんなものをつくるか。難しい言葉で言うと、コンセプトワークをワークショップのような形で6人でわいわいやりながらホワイトボードに整理をしていきました。重要なこと、決まったことだけですけれども、誰に読んでもらいたいのかと。記録集ですと、どうしても難しい話が多いのかなという中でも、本来我々こういう道民会議という名前の会議をしていても、我々の声が道民には届いていないというもどかしさというのは、常に我々自身は感じているわけで、ではその道民って一体誰だろう、というところからスタートいたしました。結論は、道州制は自分たちに関係がない、難しい話だと思っているような

方々、例えば専業の主婦の方ですとか、学生さんですとか、あるいは高齢者といったような方々、あるいは行政に携わっていたり、ある程度の仕事をしていると何らかの形で携わっているのではないかなということ想定したのですけれども、先ほど渡邊委員の話聞いて「おやっ」と思いながら聞いていたのですが、関係ないと思っている人たちに実は関係があるのだということを知ってもらえる、そういうところが重要ではないかというお話をしました。では何を伝えたいのか、どう伝えるかということです。何を伝えたいのかというのも、やはりこの委員会の中で議論したことを伝えるということはベースですが、我々この委員会の中ですら、一般には伝わっていないとか、誤解が多いとか、こんな疑問にはどうしたらいいのだろうかという、そのこと自体が議論になるという場面が何回もあったわけで、やはり一般の人たちが抱えているわかりにくい道州制という、誤解ではないのですけれども、我々この道民会議が考えてきた道州制と、それから報道されている道州制の違いとか、その辺の誤解も解きたい。それから道民の方々が持っている疑問に答えたい。それから、ではどう変わるのだというところの具体像が出ていないではないか、そのことを少しでも伝えたい、ということをもまず第1回目に決めまして、そのときに大体3章立てという話も決まりました。第2回目に集まりましたときには、これまでの数多い議事録を、テーマごとに事務局の方に発言を全部寄せていただいて、名寄せみたいな形で、何々についての発言というのを全部寄せる作業をしていただきました。それを見ながらその場で分担して、またまたワークショップの方式でKJ法のような方式で、皆さんの発言の中で、これは伝わるな、という言葉抜き出してその言葉を伝えていきたいと思いますという意見がありましたので、その発言をさらに抜き出す作業を2回目にいたしました。全員がポストイットに、こんな発言を是非伝えたいということを書き出して、模造紙にペタペタ張っていくという作業をやりまして、ではどういう発言がどういう人たちから出ているのだろうかというのを整理いたしました。そのときに大体枠組みを決めまして、こういうテーマでまとめていこうということが決まりました。それで、3章立てで大まかなストーリーを考えました。

第3回目に会いましたときには、その発言集を今度また事務局の方にまとめていただいて、並べ直していただいたのですが、それだけ読んでも伝わりにくいということで、ストーリーを考えようというので、第3回目はストーリーを考えました。そのストーリーがこれですので、資料6「みんなでつくる道州制」の方で説明をしたいと思います。

目次をまずご覧いただきたいのですが、「はじめに」があって、これは最後に申し上げることにして、第1章「道州制って何だろう?」、第2章「道州制で私たちの暮らしはどう変わるのか」、第3章「みんなで道州制実現のためにできること」、3章立てになっています。

第1章は、キーワードとしては(1)の三つ目のダイヤにあります「見分けるコツは地域づくりが目的か?ということだ」と。道州制という議論がさまざま行われているわけですが、ちょっと中身を見ていただいて、2ページと書いてあるところですが、

経済活性であったり、規制緩和であったり、あるいは地域分権であったり、財源の問題であったり、権限移譲であったりと、いろんな言葉で語られるのですが、我々が足元から考えるのは、「地域づくりの道具」だというふうにとらえるということが必要ではないだろうか。だからまず、それが本当に地域づくりのためになっているのかというところの目的を、常に見分けるといえることができればいいのではないかとということで、誤解を解く。やはりまずきちんと説明した上で誤解を解きましょうということで、第1章を構成しています。私自身これをつくり上げてから、もうちょっとこうした方がいいとか、書き足したいとかいろいろと思いはありますが、これは皆さんのご意見を聞いて、またそうしていきたいと思えますけれども、2ページ目、それから3ページ目という形で今申し上げたことを書いております。

それからもう一つ申し上げますと、小見出しをなるべくつけようということで、小見出しに答えを書こう。「何々について」という小見出しではなくて、「何々は何々です」というような説明の小見出しをつけたいなということで、そういう小見出しにしています。

それから、5ページの(2)「道州制のイメージをふくらませる」ということなのですが、道州制の説明は、どうやってもなかなか小難しいことになってしまうので、たとえ話というのが一番わかりやすいのではないかとこのご意見があって、例えばパソコンにたとえてみよう。要するに大型コンピューターで誰も操作ができないコンピューターがあった時代、それは中央集権で霞が関でしか操作できなかったコンピューターから、今パソコンの時代になり、誰もが家庭で気楽にコンピューターをいじっているようなことができるようになってきている。そういうことというのが、そもそも中央集権から地方への分権、あるいは道州制ということで、パソコンというのも道州制と同じような道具の一つで、道州制も道具の一つですよ、というような説明の仕方を入れてみました。結構、我々にとってみたら冒険的な説明だと私は思うのですが、でもこれが、地域の方は道州制というのは関係ないと思っている方に、わかりやすい説明なのかというふうに思います。

それから構成として、ご覧いただきましたように、説明の下に各委員の発言からということで、委員の発言をなるべくそのままの言葉で載せたいということで、関係するような発言については、そのままの言葉で載せたという構成になっています。

パソコンというのは、もし自分で使い方がわからなければ、隣にいる人によく聞きますし、ちょっとそれに詳しい人がいたら、「これどうやって変換するの？」みたいなことを聞けば、すぐ教えてくれるというのが、良さとしてあると思いますので、道州制もそんなふうに、身近なところに聞ける人がいて、先ほど来ご意見ありましたけれども、市町村の窓口があったり、あるいは芽の事業があってコーディネーターがいたり、そういう環境をつくってあげることが必要だなというふうに思っています。

次に、第2章の方にまいりまして、11ページからです。

「道州制は私たちの暮らしをどう変えるのか」。できる限り具体の議論をしていこうということで、四つの例を挙げました。最初が道路の管理、これは先ほどの北町長のご発言を引いています。それからその2として、芽の事業でコミュニティハウスの例を挙げております。それから3点目で、医療の問題で、一つは全国一律の規制ではなくて、北海道独自の基準ということになりますけれども、ここでは単純に医者が少なければよいというのではなくて、どうやってお医者さんを増やしていくかということも考えましようという、ポリシーミックスの話を、先ほどの知事言葉を借りればそういう形も入れております。それから四つ目に、空港ということで、戦略的な活用をしていきたいと思います。

この四つの事例はこれも危ないことで、「じゃ、この四つが道州制ですね」と言われると困るので、道州制の要素をわかるように入れたいと。ちょっとその辺の説明がまだ不足していると思うのですけれども、例えば道路であれば、先ほど出た、広域ということを考えるのですよとか、道でやっていたことが、市町村でやるともっと地域で便利ですよとか、何がポイントなのかということを書き加えて、わかるようにしたいなと思っています。

それから、(2)の福祉サービスについては縦割りではなく、同じ住まいを求めている人たちに住まいを提供するということは、横割りであれば地域でもできるのだよということ。それから、(3)の医療過疎についても、全国一律の基準ではなくて、北海道基準でもいいではないか。だけれども目的は医療の充実ですので、それだけではなくて医者をふやすためにはどうしたらいいの？ということもあわせて考えましようというような提案。(4)点目の空港については、まさに最初の議論でありました産業活性化にどうつながるかということで、国から道にこの権限を移してもらうことで道が自由に使える財源が持てるとすれば、こんなこともできる、あんなこともできる。そのときに新千歳ばかりではなくて、地方の空港もあわせて道が持つという、マイナスであってもあわせて持って、全体でネットワークを敷いていくという考え方ができるのですよということをお願いしたい。ですから、この例そのものが重要なのではなくて、この例を引いて何を皆さんに考えていただきたいかというポイントをちょっと強調した方がいいかなと今見て思っているのですが、そういう意味合いで第2章をつくりました。

それから第3章、19ページからです。

第3章のところは「わかりました。なるほど、こういうことができるのですね」と言った後、では今そう考えた自分は何ができるのかということで、住民と行政と企業と議会と、四つの主体ごとに、こんなところからスタートしてはどうでしょうか。あるいはここからスタートしたら、もっとこんなことができるのではないのでしょうかということ、これも皆さんの意見の中で、ちりばめられたものを集約して整理をしたつもりです。まだまだわかりにくいところもあるかもしれませんが、文言等の整理はこれからしたいと思っています。

全体としては、図で説明したり、ポンチ絵で説明したり、漫画を入れたりという工夫もしようというふうに思っています。

最後に、「はじめに」なのですけれども、実はこれは二つの意見があって、こういう精神論でいくというやり方と、もう一つの案としては、我々道民会議はなぜこれをつくるのか。なぜというのは、伝えたいのだ、是非知ってほしい、という呼びかけ論的なものにもいいかなというふうに思っています。

それから、この本ができたときの読み方なのですけれども、頭から読んでいただくことは必要なくて、疑問だなと思ったところをページをあけて読んでくださいとか、小難しくないようにしていきたいという気持ちを込めていますとか、なぜこれをつくったかということからでもいいのかなと思っています。「はじめに」についても、中身についてもコンクリートではなく、これは大きくがらっと構成が変わると大変なので構成は変えたくないのですけれども、つけ加えることですか、もっとこうした方がいいよとか、もしできたら絵をかいてくださる人がいてもよいと思っていますし、いろんなところでご意見をいただければというふうに思っています。

ちょっと長くなりましたけれども、以上です。

太田部長：

山崎さん、よろしいでしょうか。

山崎委員：

本当に私も、そういう意識改革の部分というのは、とても大事だと思います。それで、先ほどの資料5で日置委員がご説明してくださったことであるとか、ここのところの冊子で言うと、これは第2章のところですか。我々の身の回りの政治とか行政の仕組みに、一体具体的にどういう問題があるのかということから入ってもらおうという、そういう具体的ところから入って、それを具体的に考えていこうというところを、是非もし可能であれば膨らませていただければというふうに思います。

以上でございます。

太田部長：

ありがとうございます。

南山委員は、この冊子の構成なりについてはいかがでしょうか。

南山委員：

こういうのを作るというのは難しいのです、分かりやすく作るというのは。従って、今日読んでみて、感じるところもありましたけれども、何か言うのも気が引けるような感じがしますがせっかくですから、これは道経連の意見ではなくて、私の感想です。

まず1ページ目、考え方のスタンスというので、ちょっと違和感があるのは、「はじめに」の枠の下の方で、「道民が傍観者でいたら、大事なことがまた、知らないところで知らないうちに決められてしまいます」とあります。ここは基本的にはこういう受け身の発想ではなくて、道民が傍観者でいたら、大事なことが知らないところで知らない

うちに「決まってしまう」というのが、道州制推進道民会議の刊行物としてのポジションではないかなというように思います。

それからもう一つは、「道民に投げられたのです、サイコロは。知事に投げられたのではないし、道の職員に投げられたのではないのです」というところは、これはいろいろ意見があると思うのですけれども、私はみんなに投げられたのであって、道民に投げられたのです。これは別に間違いではないけれども、知事とか道の職員だけに投げられたのではない、ということをはっきりしておいた方が、きっと誤解されないのではないかなという気がしました。

それから、次の1ページのところで、これはもしかしたら私の考え方が違うかもしれないけれども、道州制というのは聞いたことがあるけれども、難しいそうという終わりの3行ぐらいのところに、「最近よく伝えられるのは、道州制特区推進法をはじめとして、政治や行政分野での事柄が多く、本質的な道州制について語られていることが少ないのが実情だからです」というのは、私の考え方としては賛成するところがあります。しかし、「政治や行政の分野での事柄が多く」ということが、本質的な議論がされていないということと結びつくかということ、必ずしもそうではなくて、道州制というのはまさに政治であり行政の問題が必ずあって、それから一方に住民の問題があって、この二つが何とか折り合いつけていくのが道州制だと思いますので、これはちょっと誤解を受ける表現ではないかと私は思いました。

3ページ、これも真ん中から下あたりのところで、下のパラグラフの真ん中辺に「行動すべき立場にいる道民が議論から離れてしまって、地域住民の知らないところで、目的がすりかわった議論が続けられています」。こういうことがないとは言いませんけれども、でもこの道民会議のプレゼンテーションの表現の仕方としては、やはりちょっと考慮する必要があるかなと。必ずしも悪意のある人ばかりがやっているわけでもないし、すりかえようと思って狙っている人がいないと言いませんけれども、しかしこういう考え方を道民一般に持ってもらうのは、必ずしも実りの多い形にはならないのではないかと。

それから、5ページ、6ページで、これは五十嵐さんの言われたパソコンの例。これはなかなか、私は電気系の出身ですし、会社が大型コンピューターもパソコンも使っていますから、ここに書いてあることの意味というのは分かるような気がするのですけれども、これはどなたを対象にしているかによりますけれども、もし一般の家庭で若い人ではなくて、ある程度中高年の人も対象にしているとすれば、多分何を言っているか全くわからない可能性があるのではないかというふうに思います。コンピューター自体が分からない、パソコンの仕組みが分からない、大型とか小型があること自体も分からないと、そういう方に、あるいはユーザーとソフトメーカーとか、そういうのがあるということ自体も多分ご存じないでしょう。そういう方にはこの例えというのは、多分ほとんど何の情報も伝えることにならないおそれがあるかも知れない。でも、これは若い人

で知っている人には非常に分かりやすいと思います。

五十嵐委員：

家庭の主婦は大丈夫だと思うのです。パソコン使えるのではないかと思うので。

南山委員：

家庭の主婦はパソコン使っているけれども、パソコンができる仕組みとか何とか等は全く知りません。

五十嵐委員：

仕組みまで知らなくてもいいのですよ、ということメッセージとしてお伝えしたかったのです。

南山委員：

これに矛盾があるわけです。その仕組みまで知らなくてもいいのですよということを知ってもらうためには、その仕組みを知っていてもらわなければならないという、そういう難しいところがある。

五十嵐委員：

確かに車の運転も、車の細かいことやなんかはわからなくても運転できますけれども、法規がわかっていればいいのかというのがあって……。

南山委員：

以上、ここの部分は、私の感想ということで聞いてください。

中田委員：

今出た中高年、高齢ということと言うと、バージョンアップだとかで横文字の部分、そこら辺も、もうちょっと配慮しないと通じない世代がいるという嫌いがあると思います。それで、先ほど言いましたように、もう少し字を大きくして編集していただきたい。

五十嵐委員：

2月5日に最後の編集委員会をする予定になっておりますので、あと1週間ぐらい、いろんなご意見を事務局の方にお寄せいただいて、私もこれ見て、もう少しイメージ湧きましたので、さらに直そうという気がしておりますので、お願いしたいと思います。

高橋知事：

できたら道民だけではなくて、九州の方でも関心が高まっているというので、そちらの方にも提供するといいいですね。いろんなところに。

太田部長：

ありがとうございました。

今、五十嵐委員の方からもご発言ございましたように、2月上旬までに編集委員会を開催するということですので、今いろいろいただきましたご意見を踏まえながら編集委員会で修正等を行い、完成をさせるということですのでございます。そういった手順を踏んでいくことについて、特にご意見ございませんでしょうか。そういったことで進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

そろそろ予定の時間となりましたけれども、平成17年の6月から開催してまいりましたこの道州制推進道民会議、本日が最終回となるわけでございますけれども、最後に知事から一言お願いを申し上げます。

高橋知事：

皆さん方におかれましては、お忙しい中、こうやって毎回ご出席を賜り、本当にありがとうございました。

道州制についての議論は、何だかんだわからないとか、何だという議論がある中であっても、一歩ずつではございますが、世の中、道内外が動いてきているというのは、私ども共通の認識ではないかと思っております。今の安倍政権で道州制ビジョンなるものを3年以内につくるということを明記されておりますし、私が属しております全国知事会でも、賛否両論あるのです。それは合併すると知事のポストなくなりますから、反対の人が多いのはよくわかります。北海道はそういうことがないのであれなのですけれども、あまり言うとう角が立ちますけれども、そこはいろいろあるのですが、ただ一応コンセンサスを得た道州制を議論する場合の方向性というものは、まとめて出したところでございます。

そして、何といたっても道州制特区推進法が政府提案の法律として今や実体法としてできたと、これは恒久法でございます。こういった一歩一歩世の中が動いている中で、北海道はまさにフロントランナーとして、このことを十分に活用して、北海道の地域づくりをやっていかなければならないという局面に立っていると思っております。

私は、これはある意味、とても北海道民にとってはつらいことだと思っております、それは私ども北海道が長い開拓の歴史の中で、我々の潜在意識下も含めて、極めて官依存という意識の強い道産子でございますので、そういった中であえて気持ちを入れかえて、地域主権型社会を目指していくということのための道州制ということで、これからも皆様方のご意見、大所高所いろんな形でいただきながら第2ステップに入っていきたいと、このように思っておりますので、これからもいろいろな形でご指導、ご意見をいただければと思っております。本当にありがとうございました。

太田部長：

では、本日の会議はこれで終わらせていただきます。

皆様方には2年間、大変なご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。来年度以降につきましてもまた、いろんな形で皆様方にはご協力をいただくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。